

令和6年度「労務相談会」開催要項

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

1. 目的

社会福祉施設・事業所における適正な人事・労務管理と良好な職場環境の構築を図るため、島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が委嘱する専門相談員が人事・労務に関する相談に応じ、適切な助言又は指導を行うことを目的とします。

2. 専門相談員

社会保険労務士法人 村松事務所（松江市学園南1丁目2番1号 くにびきメッセ6F）
所長 特定社会保険労務士 村松文治氏

3. 日時

社会福祉施設・事業所のご希望による日時で、相談の上決定（時間は、50分以内）

※ただし、土日・祝日・年末年始休暇期間を除き、時間は、午前9時～12時、午後1時～4時までの間とします。

また、専門相談員の都合で、開催日時は調整させていただきます。

4. 相談形式

次のいずれかの方法をお選びいただけます。

(1) 対面による相談

原則として、専門相談員の所属事務所を会場としますが、調整する場合があります。

(2) オンライン（Web会議ツール「Zoom」）による相談

5. 対象

原則として、県社協会員とします。

6. 相談費用

無料

7. 相談内容

(1) 賃金、労働時間、解雇・退職、休日・休暇をはじめとした労働条件等労務全般に関すること

(2) 社会保険等に関すること

(3) その他、人事・労務に関すること

※就業規則等の改定作業など、複雑で長時間を要する相談については、相談項目を調整させていただきます。

また、裁判係争中の事案については、相談に応じません。

8. 申込方法

(1) 相談申込書（別紙）に必要事項と希望相談日時を記入のうえ、2週間前までに下記あてにFAXまたはメールでお申込みください。申込書のデータは島根県福祉人材センターのホームページに掲載しています。（「施設・事業所向け情報」→「経営相談のご案内」→「お知らせ」）

(2) 申込受付後、相談時間の設定や相談内容の確認等について、担当者から連絡いたします。

- (3) 同一案件における相談申し込みは、年度内2回までとします。
- (4) 年間の相談受付枠に限りがあるため、申し込み多数の場合、相談自体を受理できない場合があります。

9. 必要設備・環境

オンライン（Web 会議ツール「Zoom」）による相談を希望される場合は、以下の設備及び環境が必要となります。申し込みをされる前に必ずご確認ください。

- (1) パソコン
- (2) マイク
- (3) スピーカー
- (4) Web カメラ
- (5) インターネット環境

10. 問い合わせ・申し込み先

島根県社会福祉協議会 法人支援部 経営支援係 担当：石金
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
(TEL) 0852-61-4151 (FAX) 0852-32-5956
(メールアドレス) soudan@fukushi-shimane.or.jp
(島根県福祉人材センター ホームページ) <https://www.shimane-fjc.com/>